

質 疑 回 答 書
(柏市社会的養護自立支援拠点事業業務委託)

令和8年2月25日
柏市こども部こども相談センター

項番	項目	質疑内容	回答
1	募集要領 2- (1)	参加資格2- (1)における「他自治体が発注した同業務及びアフターケア業務」について、「同業務」の範囲をお示してください。 ※質疑の一部については、評価等に影響をおよぼすおそれがあるため、非公開とし回答しない。	同業務とは、児童福祉法第6条の3第16項に規定する「社会的養護自立支援拠点事業」を指します。
2	募集要領 2- (1)	参加資格2- (1)について、共同事業体やコンソーシアムとしての応募は、認められますか。	本件公募においては、募集要領に共同事業体又はコンソーシアムによる応募に関する規定を設けていないため、単独法人による応募を前提としております。 したがって、共同事業体又はコンソーシアムによる応募は認めておりません。
3	仕様書 12-(2)-エ - (ア)	「学習支援等」を実施するものは、「教諭」等の資格が必要ですか。 また、ボランティアでも可能ですか。	学習支援を実施する場合の資格要件は定めておりません。また、ボランティアによる実施を可能とします。
4	仕様書 14-(5)	本人の同意を得ないで柏市と情報を共有した場合、守秘義務や個人情報保護制度等に抵触しませんか。	第三者との情報共有には本人同意が必須ですが、委託事業において、業務遂行に必要な範囲で事業者と本市との間で情報を共有することは、法令に基づく事務の実施及び利用目的内で行われるものであり、守秘義務や個人情報保護制度に抵触するものではありません。具体的な共有方法については、プロポーザルによる受託候補者と協議のうえ決定します。